第1章 総 論

第1節 スポーツの意義

第2節 計画策定の背景

第3節 第2期計画の総括的な評価

第4節 計画の基本方針

- (1)計画の趣旨
- (2)計画の視点と目標
- (3)計画の実施期間
- (4)持続可能な開発目標(SDGs)との関連性について

第1章 総論

第1節 スポーツの意義

スポーツは、人生をより豊かで充実したものとするとともに、身体的・精神的な欲求に こたえる世界共通の文化として定着しており、明るく活力に満ちた社会の形成や個々人の 心身の健全な発達に必要不可欠なものです。生涯にわたってスポーツに親しむことは、極 めて大きな意義を有しています。

近年のスポーツは、健康増進や体力向上、競技を楽しむといった「する」スポーツをは じめ、プロの華麗なプレーを「みる」スポーツや、指導者やボランティアとして「ささえ る」スポーツなど、楽しみ方や関わり方が多様化しています。

その一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、スポーツがいわば「不要不 急」のものであるように扱われ、日々の生活から失われたり、制限されるというような状 況が起こりました。結果として、個人においては、体力の低下やストレスの増大、社会に おいては、交流不足や企業収益の低下など、各所に重大な影響を与えました。

そのような状況の中、東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、大会開催の是非を含め、様々な声がありましたが、徹底した感染症対策のうえ、1年の延期を経て開催されました。困難な状況下においてもトップアスリートが全力で競技に挑む姿や、競技終了後、お互いを称え合う姿は人々に感動を与えました。また、「オリ・パラー体」※1を目指す中で、共生社会を育むことの重要性が示されるなど、大会を通じて得られた経験は、今後のスポーツ発展において、極めて重要な意義を持つとされ、世界中が改めてスポーツの価値を認識することとなりました。

これまでも、スポーツは体を動かしたいという人間の基本的欲求を満たすとともに、精神的充足を図ることで、ライフスタイルをより豊かにするものとして期待されてきました。 今回、改めて認識された「スポーツが持つ価値」の重要性を踏まえ、だれもがスポーツを「する」、「みる」、「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指していくことが求められています。

^{※1「}オリ・パラ一体」

[→] オリンピック・パラリンピック一体の略で、「多様性と調和」を基本的なコンセプトの1つとして、競技力向上を含めて協力体制を築き、全体を通してあらゆる面での違いを受け入れて、互いに認め合う共生社会を育むことを言います。

第2節 計画策定の背景

市では、平成29年4月施行の第2次栗原市総合計画において、基本方針Ⅲ「健康や生活に不安がなく、優しさと思いやりに満ちたまちを創るために」の中で、「市民の健康保持と体力向上を図るため、市民が自主的に行うスポーツやレクリエーションを楽しめる環境づくりを推進します。」と施策方針を掲げるとともに、具体的な取り組みの方向性を示しています。また、栗原市教育基本方針では、「楽しさと活力ある生涯スポーツの推進」を掲げ、スポーツ活動の支援、社会体育事業や施設の充実に取り組むこととしています。

一方、国においては、平成24年3月に策定した「スポーツ基本計画」に基づき、10年間のスポーツ施策の基本的な方向性を示しており、平成29年3月には、「スポーツ参画人口の拡大」や「一億総スポーツ社会の実現」に取り組むことを基本方針とする「第2期スポーツ基本計画」を策定しています。さらに、令和4年3月には「東京オリ・パラ大会のスポーツ・レガシーの継承・発展」を大きな命題として、我が国のスポーツの在り方や今後、総合的かつ計画的に取り組むべき施策を盛り込んだ「第3期スポーツ基本計画」を策定しています。

計画の中では、スポーツの価値として、人々の自発的な参画を通じて得られる「スポーツそのものが有する価値」のほか、スポーツを通じて、他の分野にも貢献し、様々な社会問題を解決することができるという、「スポーツが社会活性化等に寄与する価値」の2つの観点があることが示されています。また、国民がスポーツを「する」、「みる」、「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指すためには、状況や変化に応じて、既存の枠組みにとらわれず、柔軟にスポーツを「①つくる/はぐくむ」視点、様々な立場、背景、特性を有した人・組織が「②あつまり、ともに、つながる」視点、性別や年齢、経済、地域事情等に関わらず、「③誰もがアクセスできる」視点の3つが必要であるとしています。

市では、平成20年3月に、市民のだれもが運動やスポーツ、レクリエーション活動に親しむことができる「夢と感動に満ちたスポーツライフ」の実現を目指して、実施期間を平成20年度から平成29年度までの10年間とする「栗原市スポーツ振興計画」を策定し、多様な施策に取り組んできました。

同計画では、おおよそ3年ごとに計画の進捗状況や成果を調査等で確認し、施策や事業の見直しと改善を加えていくとしており、平成25年3月に、市民の意識調査と計画の実施状況等を踏まえて、第1次改訂(併せて、「栗原市スポーツ推進計画」に名称変更)、平成28年3月に、第2次改訂を実施しました。また、平成30年3月には、市民の意識調査の結果と計画の進捗状況及び成果を踏まえつつ、実施期間を5年間とした、「第2期栗原市スポーツ推進計画」(以下「第2期計画」という。)を策定しています。

第3節 第2期計画の総括的な評価

第2期計画では、「市民**一人ひとり**が主体的にスポーツライフを形成する」ことを基本 理念とし、以下の3つの重点目標を掲げ、達成に向けた施策を展開してきました。

◇市民の週1回以上の運動・スポーツ実施率を50%以上にします。

市民の運動に対する健康意識の向上や、スポーツ推進委員によるニュースポーツ体験の実施、市主催スポーツ大会の開催など、日常的な運動・スポーツ習慣の定着を図るため、施策を展開しました。市民の週1回以上の運動・スポーツ実施率は、30.8%から46.7%まで向上し、目標値(50.0%)には至らなかったものの、一定の達成度を得たと考えられます。

今後においても、誰でも等しくスポーツが実施できる環境整備を行うなど、市民のスポーツ実施率向上へ向けた取り組みの継続が必要です。

市民の健康への意識を高め、より多くの人々が運動やスポーツを楽しめるような環境を整えることで、地域全体の健康と活力が向上し、市民の生活の質が向上することが期待されます。引き続き積極的な施策展開と市民参加の促進が重要です。

[第Ⅲ章 市民の運動やスポーツに関するアンケート調査結果及び分析 P-22 問 8-1]

◇子どもたちのスポーツ活動を充実し、体力・運動能力を伸長します。

市では、スポーツ少年団への活動支援をはじめ、子どもの運動やスポーツ機会の創出に取り組んでまいりました。令和4年度の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」において、一部の種目では全国や宮城県の平均を上回りましたが、全体的な平均値には及びませんでした。さらに、過去の数値と比較すると運動能力の低下傾向が見受けられるため、目標を達成したとは言えない状況です。

子ども時代の運動やスポーツ体験は、将来の健康に大きな影響を与えることが知られています。子どもたちが健全な体を持ち、運動に対する興味や意欲を育むことは、将来の社会全体の健康を支えるためにも重要です。そのためには、地域のスポーツ団体など各関係機関と連携して、子どもたちにとって魅力的で楽しい運動環境を提供し、健康的な生活習慣を身につけることを支援することが求められます。

〔第Ⅱ章 スポーツ推進施策の展開 P-7 県内小・中学生体力調査〕

◇市民の主体的なスポーツ活動の基盤と環境を整備します。

市では、市民の主体的なスポーツ活動の基盤と環境整備を重視し、社会体育施設や学校 体育施設の有効活用を図り、市民がスポーツ活動に取り組みやすい環境づくりのため、施 策を展開してきました。

しかしながら、令和3年度に実施した「市民の運動・スポーツに関するアンケート調査」では、「施設の数や設備等について満足している」と回答した人はわずか39.8%にとどまっています。数値目標は掲げていなかったものの十分に目標を達成したとは言えない状況です。また、30.3%の人が運動機会やスポーツイベントに関する情報提供が足りないと感じており、今後においても、さらなる環境づくりに向けた取り組みの継続が必要です。

第4節 計画の基本方針

(1) 計画の趣旨

市のスポーツ推進は、スポーツを「健康で心豊かな暮らし(Well-being)※2 を実感することができ、人々の主体的な参加を通して、目的を持って行う身体的活動全般」と捉え、「人と人の繋がりを大切にし、生涯を通じてスポーツに親しみ、健康・体力の保持増進によって活力ある生活」の実現を目指します。

そして、多様なスポーツ機会を創出するため、

『楽・楽・楽スポーツ』

~「する」楽しさ・「みる」楽しさ・「ささえる」楽しさ~

をスローガンに、以下の3つの柱を設け、中期的な視点に立ったスポーツ推進の基本的な施策として、相互に連携させながら推進します。

1【生涯スポーツの推進】

2【スポーツ活動の推進】

3【スポーツ環境づくりの推進】



生涯スポーツの推進

(2) 計画の視点と目標

競技スポーツの推進

市民の誰もが、生涯にわたって、運動やスポーツ、レクリエーション活動などを楽しむことができる環境を目指し、SDGsの観点に則ったスポーツの持続可能性の追求や、DX※3などの国が提唱するデジタル社会への対応など、幅広い視点でスポーツ推進を実施します。

さらに、本計画では、次の重点目標を掲げて施策を展開し、その達成を目指します。

【3つの重点目標】

- ○『市民の週1回以上の運動・スポーツ実施率を60%にします』
- ○『子どもたちのスポーツ活動を充実させ、体力・運動能力が全国及び宮城県の平均を 上回ります』
- ○『主体的なスポーツ活動の基盤と環境づくりを推進し、市民のスポーツ環境に関する満 足度を50%にします』

※2 「Well-being」

→ 「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定)においては、「人々の満足度」として示されている。

※3 「D X 」

→ 「Digital Transformation」の略で、組織やビジネスのプロセス、サービス、製品など、デジタル技術を活用して変革することをいう。

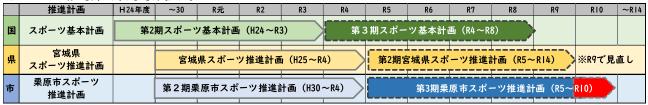
(3) 計画の実施期間

これまでの計画は、平成20年度を初年度として、市の情勢と地域の現状や市民のニーズを的確に捉えながら、市民の主体的なスポーツ活動を活性化するため、平成29年度までを実施期間として施策を推進してきました。また、平成30年3月には、計画の実施期間を令和5年3月までとした第2期計画を策定しています。

本計画については、国の「第3期スポーツ基本計画」(令和4年度~令和8年度)の策定を受け、通例に則ると、計画の実施期間を「5年間」とするところですが、次期計画の策定を見据え、本計画の終了年次を「宮城県スポーツ推進計画」の終期の1年後とすることで、国及び県の両計画を包括した情報のもと、今後より実現性の高い計画策定が可能となります。そのため、本計画では、令和5年度を初年度として令和10年度までの6年間を実施期間とします。

なお、今後においても、計画の進捗状況や国の政策動向などを踏まえながら、適宜「市 民の運動・スポーツに関するアンケート調査」を行い、随時必要な見直しを実施していく 方針とします。

◇スポーツ推進計画策定進行管理表



(4) 持続可能な開発目標(SDGs)との関連性について

持続可能な開発目標(SDGs)は、平成27年9月の国連サミットで採択された、国連加盟193か国が、令和12年までの達成を目指す世界共通の目標で、持続可能かつ多様性、包摂性のある社会を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成されています。

スポーツは、それらを達成するために必要不可欠なツールとして注目されており、本計画においてもSDGsと共通の目的を持ち、相互に連携することで、より効果的に持続可能な社会の実現を目指します。SUSTAINABLE G ALS DEVELOPMENT G ALS

